

介護保険等運営協議会の役割について



令和6年7月29日（月）

1 介護保険等運営協議会とは

白岡市における介護保険制度と高齢者福祉制度の適切な運用を図るために市が設置する会議です。

(1) 委員 市長が委嘱する15名以内の委員で構成されます。

＊医療、保健、福祉関係者、公募に応じた者などから委嘱

(2) 任期 3年とし、再任することができます。



2 介護保険等運営協議会の役割とは

主なものは、3年に一度策定する「白岡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の内容についてご審議いただくことです。

＊第10期計画は、来年度から検討を開始する予定です。

○第9期介護保険事業計画の進捗状況を把握し、その計画の進行管理を行うこと。

○地域包括支援センターの運営状況を確認し、意見を述べること。

etc.

3 介護保険等運営協議会のスケジュール(案)

令和6年度(2回程度の会議を予定)

- ・介護保険の運営状況等について
- ・地域包括支援センターの運営状況について

＊第2回以降の会議は、審議事項等必要に応じて開催

令和7年度(2回程度の会議を予定)

- ・介護保険の運営状況等について
- ・地域包括支援センターの運営状況について
- ・計画策定に向けたアンケート調査の実施について



3 介護保険等運営協議会のスケジュール(案)

令和8年度(5回程度の会議を予定)

- ・介護保険の運営状況等について
 - ・地域包括支援センターの運営状況について
 - ・アンケート調査に関する結果報告について
 - ・白岡市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定について
- etc.



令和8年度は、会議回数が多く、審議事項も多くなりますのでご協力をお願いいたします。